

第2章 地域づくり

| | |
|------------------------------|---|
| 2 - 1 魅力ある地域の創造と発信 | 1 県と市町村との協働 2 市町村の安定した行財政基盤の確立 3 元気ある地域づくりの促進 4 次代につなぐ景観育成の推進 5 移住・交流の推進 6 信州ブランドの確立 |
| 2 - 2 協働、人権尊重、男女共同参画社会の実現 | 1 県民協働の推進 2 人権が尊重される社会づくり 3 男女共同参画社会づくり 4 国際化の推進 |

2-1 魅力ある地域の創造と発信

施策 目標

市町村や県民などが協働して、地域の活力を生み出すとともに、豊かで美しい景観が育成され、大都市からの移住・交流が活発な魅力ある地域をつくります。

現状と課題

人々の価値観が変化し、精神的な満足感や暮らしのゆとりなど「豊かな」ライフスタイルの実現が求められる中で、長野県の農山村の生活や景観はこのような暮らしを実現する上で大きな魅力となる可能性があります。

農山村では急激に人口減少や高齢化が進展しているため、地域の支え合う力が低下し、このままでは集落機能の維持が困難になることが懸念されています。

本県では、財政基盤の比較的脆弱な小規模町村が多い状況にあり、厳しい財政状況の中で行財政改革に取り組む一方、住民の多様なニーズへの対応が求められています。

元気で魅力ある地域を創造するためには、市町村や自治会、NPO*、住民などが協働して主体的に地域づくりに取り組むとともに、各地域の個性を活かした地域資源のブランド化とその発信を通じて移住者や交流人口の増加に取り組むことが必要です。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 (平成29年度) | 備考 |
|--------------------------|---------------------|----------------|--|
| 健全化判断比率*が早期健全化基準を下回る市町村数 | 77市町村 (H23年度決算) | 77市町村 | 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する4指標全てが、基準を下回っている市町村数 [県内の全ての市町村が早期健全化基準を下回る状態を維持] |
| 地域おこし協力隊員*の数 | 45人 (H24年7月末) | 90人 | 都市地域等から移住し「地域おこし協力隊員」として市町村から委嘱された者の年度末の人数 [現状の数値の2倍を目標に設定] |
| 都市農村交流人口 | 546,544人 (H22年度) | 600,000人 | 農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [過去の増加傾向をもとに設定] |
| 景観行政団体*市町村数 | 12市町村 (H23年度) | 20市町村 | 景観法による景観行政団体へ移行した市町村の数 [市町村の意向調査結果をもとに設定] |
| 行政サポートによる移住者数 | 456人 (H23年度) | 1,000人 | 1年間に県や市町村の支援を受け県内へ移住した人の数 [現状の数値の2倍以上を目標に設定] |
| 信州ブランドの県民認知度 | | 80.0% | 信州ブランドの確立に向けた取組を知っている県民の割合(県政モニター調査) [大多数の県民に認知されていることを目標として設定] |

| | | | |
|----------------------|------------------|--------|---|
| 都道府県別地域ブランド ランキング | 17 位 (H22 年度) | 10 位以内 | 都道府県に対する「購入意向」「訪問意向」「居住意向」「独自性」「愛着度」の5項目についてのアンケート調査結果などを総合評価した民間調査結果 [過去最高位(10位)を目標として設定] |
|----------------------|------------------|--------|---|

施策の基本方向

県と市町村が意識を共有し相互に連携・協力するなど、協働の取組を推進します。

住民に最も身近な基礎自治体であり、地域経営の主導的な役割を担う市町村の安定的な行財政基盤の確立に向け支援します。

住民などが協働して取り組む自主的・主体的な地域づくりや農山村の新たなビジネスの創出を支援し、元気ある地域づくりを進めます。

地域が主体となった取組などにより、次代につなぐ景観の育成を進めます。

大都市圏での相談拠点の設置、長野県の魅力や地域での暮らしに関する情報提供などにより移住・交流を推進します。

地域資源などのブランド化を進めるとともに、県内外に統一感のある発信をすることにより信州ブランドの確立をめざします。

施策の展開

県と市町村との協働

県と市町村との協議の場*や地域戦略会議*等において県と市町村が対等・双方向の立場で意見交換を行い、共通する課題の解決に向けて連携して取り組みます。

県と市町村や市町村間の連携・補完の取組などによる事務処理の共同化といった、小規模町村の多い長野県の特性を踏まえた独自の自治のあり方を検討します。

地域振興を総合的に推進するための県の組織体制について検討します。

市町村の安定した行財政基盤の確立

地域経営の主役である市町村の安定した行財政基盤の確立に向け、行財政運営の課題等に対する助言、意見交換、研修などを行います。

市町村・県・長野県地方税滞納整理機構*の連携を進めるとともに、徴収力向上のための研修の実施等により、市町村税の未収金縮減の取組を支援します。

合併した市町村の地域の一体性の向上と円滑な行政運営の確保に向けた取組を支援します。

元気ある地域づくりの促進

地域づくりの核となるリーダーの育成や地域づくりに取り組む団体相互の交流を推進するとともに、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材の力を活用した地域づくりを促進します。

市町村や住民などが協働して、自らの知恵と工夫により自主的・主体的に行う、地域の元気を生み出す活動や集落の維持・再生などの持続可能な地域づくりの取組を支援します。

長野県北部地震で被害を受けた栄村に対して、栄村復興基金等を活用し、中山間地域の復興の新たなモデルとなるよう支援します。

農山村のコミュニティを維持するため、中山間地域等の農業生産活動や地域ぐるみで行う用排水路の保全活動などを支援します。

地域資源を活用した6次産業化や農家民宿、観光農園など農山村における新たなビジネスの創出を促進します。

次代につなぐ景観育成の推進

市町村の景観行政団体への移行の促進や景観育成活動を担うリーダーの育成など、地域が主体となった景観づくりが行われるよう支援します。

信州の美しく豊かな農村景観を次代に引き継ぐため、市町村との連携や県民参加により、広域にわたる農村景観育成の取組を進めます。

アダプトシステム*など地域と連携した取組を推進し、道路沿線などの環境美化や景観育成を進めます。

移住・交流の推進

長野県の魅力や移住・交流のための情報を発信するとともに、大都市圏に設置した移住・交流センターでのワンストップ相談やセミナーの開催等により長野県への移住・交流を促進します。

市町村や民間団体と連携し、地域での住まいや就業など暮らしに関する情報提供やサポートを行うことにより、移住に向けた支援を行います。

滞在型市民農園や都市農村交流施設などの整備を支援するとともに、市町村と連携し古民家や遊休農地、森林空間等の活用を促進します。

官民が一体となり、国内外からの教育旅行の受入れや農山村でしかできない体験を取り入れた交流を促進します。

信州ブランドの確立

特色ある地域資源を活用した商品・サービスの開発への支援や品質を担保する仕組みづくり、イメージアップなどに取り組むことにより、各地域のブランドの創出を促進します。

県民と信州ブランドのコンセプトを共有し、県内外に「信州らしさ」の統一感のある発信を行うとともに、市町村や産業界と協働して大都市圏へのブランド発信拠点の設置を検討するなど、信州ブランドの普及・拡大を推進します。

(参考) 関連する個別計画

長野県過疎地域自立促進方針、長野県過疎地域自立促進計画、第2期長野県食と農業農村振興計画、長野県景観育成計画、長野県移住・交流推進戦略、国際青少年交流農村宣言アクションプラン、信州ブランド戦略(策定中)

【用語解説】

NPO (Non-profit Organization): 「営利を目的としない民間組織」の総称で、その活動は福祉、環境、文

化など様々な分野に及ぶ。

健全化判断比率：地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称

これらの指標のいずれかが一定の基準（早期健全化基準等）以上となった場合には、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化を図らなければならない。

地域おこし協力隊員：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市住民など地域外の人材を地域社会の担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした取組

景観行政団体：地域の景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村や都道府県

県と市町村との協議の場：県と市町村の政策の効果的・効率的な推進を目的に、市町村に影響を及ぼす県の施策の企画や立案、実施について、知事、長野県市長会と長野県町村会の代表者が対等・双方向の立場で話し合う場として設置

地域戦略会議：長野県内のそれぞれの地域の持つ個性・魅力を活かし地域の活力を県全体の活力につなげるため、地域ごとの方向性や地域振興策を県と市町村が一体となって検討する場として、10広域圏ごとに設置

長野県地方税滞納整理機構：県内全ての市町村と県が協力して、大口・徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合

アダプトシステム：自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

2-2 協働、人権尊重、男女共同参画社会の実現

施策 目標

県民やNPO、市町村、県とが協働して地域の課題を解決していく社会を構築するとともに、人権が尊重され、性別や国籍に関わらず誰もが活躍できる社会をめざします。

現状と課題

人口減少により地域のコミュニティ機能が低下するとともに、社会のニーズが多様化・複雑化している中で、質の高い公的サービスを提供していくためには、県と多様な主体が連携・協働することが重要となっています。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などに関わる人権上の課題に加え、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も起きており、地域や職場、学校など様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図る必要があります。

自治会、PTAなど地域での活動では女性が大きな役割を果たしているものの、その組織の方針を決定する役員等は圧倒的に男性が多い状況にあることから、方針を決定する過程への女性の参画を拡大する必要があります。

国籍や文化などの違いを尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍することができる多文化共生社会への取組が求められています。

達成目標

| 指標名 | | 現状 | 目標 (平成29年度) | 備考 |
|-----------------------|------|------------------|------------------|---|
| 公共的活動*への参加度 | | 36.6% (H24年度) | 50.0% | 公共的活動に参加している県民の割合(県政モニター調査) [国の目標値を参考に設定] |
| 人権侵犯事件の新規受理件数 | | 436件 (H23年) | 現状以下 (H29年) | 長野地方法務局管内での新規受理件数 [現状値以下を目標として設定] |
| 県の審議会等での女性委員の割合 | | 31.0% (H24年度) | 50.0% | 各種審議会や委員会等の委員に占める女性の割合 [男女同比率を目標として設定] |
| 県職員の係長以上に占める女性の割合 | | 9.4% (H24年度) | 12.0% (H28年度) | 県の知事部局職員の係長以上に占める女性の割合 [職員の経験・実績等をもとに設定] H29年度の目標値は、次期長野県男女共同参画計画の策定に合わせて検討予定 |
| 公立学校の女性校長・教頭の割合 | 小中学校 | 12.7% (H24年度) | 15.0% | 公立小中学校、公立高等学校の女性校長・教頭の割合 [教員の経験・実績等をもとに設定] |
| | 高等学校 | 6.2% (H24年度) | 7.0% | |
| 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 | | 9.1% (H22年度) | 13.0% | 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 [国の男女共同参画基本計画を参考に設定] |

| | | | |
|-------------------------------|---|-------|--|
| 行政と連携して地域で助け合い活動等を行う外国籍県民の団体数 | - | 10 団体 | 行政と連携し、災害時の情報伝達や文化交流等の活動を行う団体数 [各広域に1団体として設定] |
|-------------------------------|---|-------|--|

施策の基本方向

県民、NPO等と県との協働を拡大するとともに、NPO等の主体的な公共的活動を促進します。

県民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、人権啓発や人権教育を推進します。地域において男女共同参画を促進するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため県自らが率先した取組を行います。

国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを進めるとともに、国際交流・協力を推進します。

施策の展開

県民協働の推進

県民等との協働を実践するための指針を多くの主体と共有するとともに、協働に関する相談やコーディネートを行う窓口を設置することにより、協働を促進します。

NPOと行政の双方の協働力を向上させるため、NPO、行政職員の協働への理解を促進するとともに、協働に向けた実践的な知識を普及します。

公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築・運用や認定NPO法人制度の活用等を通じNPOの財政基盤を強化するとともに、NPOで活躍する人材の育成支援等を通じ人的基盤の弱いNPOの活動を支えます。

人権が尊重される社会づくり

県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚のため、県民が親しみやすく参加しやすい啓発事業の実施や地域、職場などでの人権に関する学習会の開催、県民自らが主体的に取り組む啓発活動への支援など人権啓発を推進します。

人権教育を行う地域の指導者を育成し、地域社会での主体的な人権教育を推進します。

男女共同参画社会づくり

県の審議会等において女性委員の選任を一層進めるとともに、女性の県職員、公立学校教員の管理職等への積極的登用に努めます。

地域での政策・方針決定過程への女性の参画や職場での女性の活躍を促進します。

男女共同参画への理解を深め定着させるため、各種講座や研修、相談を行うとともに、広報・啓発に取り組みます。

国際化の推進

母国語による相談や情報提供などにより、外国籍県民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

外国籍県民が主体となった活動や地域のボランティアなどと県との連携により、国籍等に関わらず皆が共に支え合う地域づくりを推進します。

国際交流員や外国語指導助手などの国際交流の多様な担い手による活動を通じ県民の異

文化理解を促進するとともに、友好提携している中国河北省や海外日系人社会との交流を推進します。

(参考) 関連する個別計画

長野県人権政策推進基本方針、第3次長野県男女共同参画計画、第2次長野県教育振興基本計画(策定中)

【用語解説】

公共的活動：公共の福祉を増進する活動